

## 飲食店における受動喫煙防止対策について

日頃より、保健所事業につきましては、格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2020年4月1日から、改正健康増進法（以下、「法」という。）及び東京都受動喫煙防止条例（以下、「都条例」という。）により、**飲食店※**は原則屋内禁煙となります。

飲食店営業者の方には、店内で喫煙が可能かどうかをお客様が確認してから入店できるよう、店頭に表示する義務が生じます。つきましては、本年9月以降、次の2段階で対応していただく必要がありますので、どうぞよろしくお願いたします。

### 1 第1段階の対応（2019年9月1日から2020年3月31日までの期間限定）

都条例で現在の店舗の禁煙・喫煙対応状況の店頭表示が義務化されます。

- (1) 全席禁煙の場合・・・同封の禁煙シールを店頭に貼付して下さい。
- (2) 店内に喫煙場所がある場合・・・喫煙場所があることを店頭に表示して下さい。

表示方法に特に決まりはありませんが、下記ホームページ（「とうきょう健康ステーション 店頭表示」で検索可能）に参考様式を掲載しています。

参考様式 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/leaflet/insyoku.html>  
（2020年3月31日までの表示方法となります。）

期間内に新たに全席禁煙にした場合は同封の禁煙シールに貼り替えて下さい。

### 2 第2段階の対応（2020年4月1日以降）

法で店舗の屋内は原則禁煙となります。喫煙室を設置する場合は、構造基準（技術的基準）を満たす必要があります。また法及び都条例により、禁煙か喫煙室を設置しているか店頭表示が必要です。

- (1) 全席禁煙の場合・・・同封の禁煙シールを店頭に貼付して下さい。
- (2) 喫煙室を設ける場合・・・構造基準を満たす喫煙室を設置し、店頭及び喫煙室入口の両方に所定の表示をして下さい。（表示方法は2ページ、構造基準は3ページをご覧ください。）
- (3) 喫煙を主目的とする飲食店の場合・・・構造基準を満たした上で、店頭及び喫煙室入口の両方に所定の表示をして下さい。（表示方法は4ページ、構造基準は3ページをご覧ください。）

### 3 喫煙室のシールについて

上記2（2）により喫煙室を設置した場合の店頭・喫煙室入口の表示シールは、東京都ホームページ（「とうきょう健康ステーション 事業者向け標識」で検索可能）からダウンロードできます。なお、当保健所管内の飲食店を対象に保健所でも標識シールを希望者に配布を予定しています（配布時期が決まりましたら当保健所ホームページでお知らせします。）。

参考様式 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/leaflet/hyoshiki.html>  
多摩府中保健所ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tamafuchu/>

※飲食店…飲食店、喫茶店その他客席を設けて飲食をさせる営業を行う施設

# 1 喫煙室の設置について

客席に喫煙室を設置したい場合は、店舗の規模等により、飲食可否などの取扱いが異なります。以下の質問から、設置できる喫煙室を確認して下さい。なお、各喫煙室には、法で構造基準が定められています。

## 質問

貴店舗は、以下の①～④にいくつあてはまりますか？

- ①2020年4月1日現在既に営業している
- ②客席面積 100㎡以下
- ③個人または中小企業(資本金 5 千万以下)が経営
- ④従業員\*1を雇用していない

\*1 従業員の定義  
労働基準法第9条に規定する労働者。賃金を支払われる者。  
ただし、同居親族のみを使用する事業または事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

### ①～④に1つでもあてはまらないものがある

→赤枠内 **ア** 又は **イ** から選択して下さい

**ア** 喫煙専用室  
を設置  
＜飲食不可＞

**イ** 加熱式たばこ専用喫煙室  
を設置  
＜飲食可＞  
＜加熱式たばこ喫煙可＞

### ①～④にすべてあてはまる場合

→青枠内 **ウ**、**エ**、**カ** から選択して下さい

**ウ** 喫煙可能室  
を設置  
＜飲食可＞

**エ** 喫煙可能店  
とする  
＜飲食可＞  
＜全席たばこ全般喫煙可＞

**ア** 表示する標識  
喫煙室入口



店舗入口



**イ** 表示する標識  
喫煙室入口



店舗入口



**ウ** 表示する標識  
喫煙室入口



店舗入口



**エ** 表示する標識



店舗入口



- ◎ 20歳未満の方は、喫煙室には立ち入れません。特に、喫煙可能店(上記**エ**)には、入店することはできません。
- ◎ **ア** **イ** **ウ** **エ**とも構造基準(=技術的基準)を満たす必要があります。詳細は、次ページをご覧ください。

※標識は、以下からダウンロードするか、1ページ目の「3 喫煙室のシールについて」を御確認下さい。  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/leaflet/hyoshiki.html>

## 2 喫煙室の構造基準（技術的基準）

店内に喫煙室を設置する場合は、以下の①から③までの構造基準を満たす必要があります。

- ① 喫煙室の出入口において室外から室内に流入する空気の気流が 0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙（蒸気を含む）が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

※施設内が複数階に分かれており、フロア分煙とする場合でも、喫煙専用室では飲食はできません。

※屋内全てを喫煙可とする飲食店（2ページのⅡ）は、上記②の基準のみ満たす必要があります。

※2020年4月1日に既に存在している建築物等で、管理権原者（施設の所有者等）の責めに帰することができない事由（例 建物の構造上、新たにダクトを通すことが困難な場合等）によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、一定の経過措置として以下の設備を設けて下さい。

① 次のア・イの機能を満たした脱煙機能付き喫煙ブースを設置すること

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015 mg/m<sup>3</sup>以下であること

② 上記①から排出された気体が室外（施設の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されること

なお、当該設備の出入口における風速 0.2m/秒以上の確保及び壁、天井等による区画が必要です。

### 東京都では専門アドバイザーによる無料相談を実施しています

◆ 東京都の受動喫煙防止対策に関すること、喫煙専用室の設置に関すること、既存喫煙室の適否など

- I 受動喫煙防止対策相談窓口
- ☎ 電話 0570-069690（もくもくゼロ）
  - ☎ 開設時間 平日（月～金）9時から17時45分まで
  - ☎ 対象 東京都内の施設・店舗

◆ 受動喫煙防止対策を講じる場合の経営相談、喫煙専用室設置の場合の事業計画作成など

- II 産業労働局観光部受入環境課
- ☎ 電話 03-5320-4627
  - ☎ 開設時間 平日（月～金）9時から17時45分まで
  - ☎ 対象 東京都内の中小飲食店・宿泊施設

### 喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室を設置する場合に補助金・助成金があります

2020年4月の全面施行に向けた東京都による補助事業（令和元年度）

☎ 対象 東京都内の中小飲食店及び宿泊施設

☎ 補助率 客席面積 100 m<sup>2</sup>以下の中小飲食店：10分の9  
客席面積 100 m<sup>2</sup>超の中小飲食店：5分の4

☎ 相談窓口 料亭・バー、ナイトクラブ等（接待飲食等）… 電話 0570-069690（上記のⅠ）  
上記以外の飲食店・宿泊施設…………… 電話 03-5320-4627（上記のⅡ）

※国による受動喫煙防止対策助成金もあります。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

### 3 喫煙を主目的とする飲食店について

シガーバー（スナック）など、喫煙を主目的とする店舗で、**たばこの対面販売**<sup>\*2</sup>を行い、併せて設備を設けて客に飲食させる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行う場合は、以下のいずれかの喫煙環境を選択できます。

\*2 たばこの対面販売・・・たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 22 条第 1 項または第 26 条第 1 項の許可を受けていること。

#### オ 客席の一部に喫煙目的室を設置

##### オ表示する標識



#### カ 全席喫煙の喫煙目的店とする

##### カ表示する標識



- ◎ 20歳未満の方は、喫煙室には立ち入れません。特に、喫煙目的店(上記カ)には、入店することはできません。
- ◎ 構造基準（＝技術的基準）は、3ページをご覧ください。

### 4 屋外に喫煙所を設置する場合の配慮義務

施設管理者には、屋内外を問わず、喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮することが法で義務付けられています。

屋外に喫煙場所を設置する場合には、その場所が周囲に人が集まる場所でないか、注意するようにしましょう。また、たばこの煙は上に流れていきます。喫煙場所の上に、窓や換気扇がないか（煙が屋内へ流入していないか）、よく確認しましょう。